

2021年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、2021年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 競争性のない随意契約

機構における2020年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,424件、契約金額は993億円である。競争性のある契約は1,537件（63.4%）、808億円（81.4%）、競争性のない契約は887件（36.6%）、185億円（18.6%）となっている¹。

なお、2019年度より、契約実績額の集計方法が変更²となり、金額については2018年度以前と同じ条件での比較はできない。機構における競争性のない随意契約の全体に占める割合は、2009年度に件数ベースで38.45%という高い割合に達した。これを契機に改善に向けた各種取組に努め、2011年度には件数ベースで競争性のない随意契約の全体に占める割合が16.6%にまで減少したが、その後は増加に転じて2019年度に至っていた。

2020年度は、競争性のない随意契約の件数自体は微減したものの、全体に占める割合は36.6%となり、2019年度に比較して3.7ポイント増加した。金額は34億円増額したものの割合としては1.5ポイント減少している。

競争性のない随意契約の全体契約に占める割合の増加の主な要因は、コロナ禍において専門家やコンサルタントの渡航が制限されて現地での活動が限定されるなか、在外拠点による事業の実施が促進され、それに伴い、現地でのコロナ感染拡大防止や対策強化といった緊急性を要する調達の必要性が高まったことが挙げられる。具体的には、2019年度の在外拠点における競争性のない随意契約の件数は465件だったが、2020年度は524件と59件増加している。金額が増加した理由としては、本邦調達で、2億円を超える契約が2019年度は9件に対して2020年度は15件発生していることが影響している。

¹ パーセントは、当該年度に締結された全契約の合計件数又は合計金額に対する割合を示す。以下、同じ。

² コンサルタント等契約等で、1つの契約内で契約書を複数に分割して契約する案件（期分け案件）において、従来は当該年度に履行期間が開始される各期の金額を計上していたが、2019年度以降は期分け案件でも、第1期開始年度に通期の金額を集計することとし、契約の全体規模が正確に表せるようにした。

表1 2020年度の調達全体像

(単位：件、億円)

	2018年度		2019年度		2020年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	2,144 (75.8%)	786 (79.2%)	1,849 (67.1%)	602 (79.9%)	1,537 (63.4%)	808 (81.4%)	▲ 312 (▲16.9%)	206 (34.2%)
競争入札等	273 (9.6%)	104 (10.5%)	281 (10.2%)	144 (19.1%)	381 (15.7%)	166 (16.7%)	100 (35.6%)	22 (15.3%)
企画競争・公募	1,871 (66.1%)	682 (68.8%)	1,568 (56.9%)	458 (60.8%)	1,156 (47.7%)	642 (64.7%)	▲ 412 (▲26.3%)	184 (40.2%)
競争性のない随意契約	686 (24.2%)	207 (20.9%)	907 (32.9%)	151 (20.1%)	887 (36.6%)	185 (18.6%)	▲ 20 (▲2.2%)	34 (22.5%)
合計	2,830 (100.0%)	992 (100.0%)	2,756 (100.0%)	753 (100.0%)	2,424 (100.0%)	993 (100.0%)	▲ 332 (▲12.0%)	240 (31.9%)

(注1)数値は四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2)比較増△減は、2019年度から2020年度の伸び率を示す。

(2) 一者応札・応募

機構における2020年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになり、契約件数で見れば424件(28.0%)、契約金額では365億円(47.1%)である。2019年度と比較すると、件数では160件の減少であるが、金額は122億円増加した。

契約件数の減少は、コロナ禍で、海外からの研修生の多くの来日が延期されたため、研修が実施されなかったことから、研修委託契約³が減少となったことが理由である。

契約金額の増加については、本邦の一者応札・応募案件の1件あたりの契約金額が増加したためであり、具体的には、2019年度は1億円以上の案件が50件(件数割合で全体の8.6%)、174億円だったのに比し、2020年度は95件(同22.4%)、296億円に増加している。特に、国内機関の大規模改修工事の時期や国内機関の施設管理・運営業務の更新時期が重なったことが要因である。

表2 2020年度一者応札・応募状況

		2018年度	2019年度	2020年度	比較増△減 (2020/2019年度)
		2者以上	件数	1,175件 (74.9%)	1,244件 (68.1%)
	金額	334億円 (57.8%)	350億円 (59.0%)	410億円 (52.9%)	60件 (17.1%)
1者	件数	394件 (25.1%)	584件 (31.9%)	424件 (28.0%)	▲ 160件 (▲27.4%)
	金額	244億円 (55.7%)	243億円 (41.0%)	365億円 (47.1%)	122 (50.2%)
合計	件数	1,569件 (100.0%)	1,828件 (100.0%)	1,513件 (100.0%)	▲ 315件 (▲17.2%)
	金額	578億円 (100.0%)	593億円 (100.0%)	775億円 (100.0%)	182 (30.7%)

(注1)数値は四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある

(注2)合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った契約の合計。

ただし、本表においては不落随意契約を除外しているため表1「競争性のある契約」の件数及び金額とは一致しない。

³ 研修委託契約は参加意思確認公募とした結果、一者応札・応募となるものが非常に多い。

2. 2021年度において重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1. 調達の実況と要因の分析を含め総合的な検討を行った結果、事業実施・監理能力強化、契約の競争性の拡大及び調達関連事務の合理化・適正化に重点的に取り組むこととし、具体的には以下のとおり、調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組

機構が制定している「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に沿って、調達・派遣業務部による内部統制機能を働かせながら、競争性のない随意契約の適切な運用状況について引き続き適切なモニタリングを行っていくとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施していく。

【契約監視委員会における点検結果】

(2) 競争入札及び企画競争における一者応札・応募の削減に向けた取組

一者応札・応募件数の大きな割合を占めるコンサルタント等契約に関して、改善のための具体的方策を検討するとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施していく。

【契約監視委員会における点検結果】

(3) 技術評価の強化（質の向上）と価格要素バランスの確保

2019年4月より順次、価格要素を加味するQCBS（Quality and Cost Based Selection）方式を導入してきたが、2020年度はコロナ禍により、渡航再開時期の予見性が低く、確定的な業務計画・スケジュールに基づいた見積額の積算が困難となったことから、QCBS導入計画を見直し、一時的に従来型の企画競争に移行する等状況に応じた適切な選定方式を採用した。2021年度はこれまで実施したQCBSについてレビューを行い、コンサルタント業界とも意見交換を行ったうえで、課題を抽出し、対応策を検討したうえで、技術協力プロジェクトへの導入について検討を進めることとする。

【外部審査の件数】

(4) 契約全般に係る事務の簡素化と合理化

2020年度は、コンサルタント等契約に関するプロポーザルの電子化、電子入札の導入、経費精算の電子化を実施するとともに、契約書電子化の導入可否を検討した。2021年度は、電子入札の対象となる契約を拡大する。また、経費精算システムの導入及び契約書電子化に向けた検討を継続する。

【電子入札システムの導入実績】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

上記 2. の取組に加え、ガバナンスの徹底のため、以下の取組について継続する。

(1) 競争性のない随意契約に関する内部統制の継続

2021 年度もコロナ禍の影響を受け、引き続き、機構会計規程第 23 条第 2 号「緊急を要するため競争に付し得ないとき。」等を理由とした競争性のない随意契約や既存契約に係る契約変更の増加が想定されるが、その適用の可否、価格の妥当性については、手続きの迅速性にも配慮しつつ適切に確認を行い、調達・派遣業務部による内部統制を継続する。

(2) 契約の透明性の向上／公共調達の適正化に係る契約情報の公表

契約の透明性を確保する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表を行っており、この取組を継続していく。

【公表の実績】

(3) 不正事案防止に対する取組の強化

コンサルタント等契約における現地再委託・現地傭人契約に係る抽出検査及び民間連携事業における経費実地検査（主に契約履行期間中及び契約履行期間終了後精算確定前案件が対象）を継続して実施する。また、官製談合防止セミナーを機構内で実施し、機構内関係者の啓発を通じた不正事案防止の取組を強化する。

【抽出検査及び経費実地検査の件数】

(4) 組織全体に対する調達に関するコンサルテーション機能の強化

調達に係る相談事項対応の迅速化を図り、調達リテラシー向上のための各種契約研修促進、マニュアル等の整備を行う。組織全体への契約制度の周知及び経験・知識別職員等向け研修機会の拡大に加え、国内拠点、海外拠点に対する支援等を強化する。

【研修・支援等の実施実績】

4. 自己評価の実施方法

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、調達・派遣業務部担当理事を総括責任者とし、調達・派遣業務部の主導により調達等合理化に取り組む。また、取組の推進結果等について、調達・派遣業務部から内部統制を担当する総務部担当理事に報告する。

総括責任者	調達・派遣業務部担当理事
副総括責任者	調達・派遣業務部長

(2) 契約監視委員会による点検

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、2回連続の一者応札・応募契約、参加意思確認公募案件、競争性のない随意契約及び一者応札・応募契約のうち契約監視委員により抽出された案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のウェブページにて公表する。また、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行う。

以上